第10　コンテンツの制作と発信

1　目　標

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，コンテンツの制作と発信に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) コンテンツの制作と発信について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 情報社会におけるコンテンツの制作と発信に関する課題を発見し，情報産業に携わる者として合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 情報社会で必要とされるコンテンツの創造を目指して自ら学び，コンテンツの制作と発信に主体的かつ協動的に取り組む態度を養う。

2　内　容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 情報社会とコンテンツ

ア　コンテンツの役割と影響

イ　メディアの種類と特性

ウ　コンテンツの保護

(2) 静止画のコンテンツ

ア　静止画による表現

イ　静止画の編集

ウ　静止画のコンテンツ制作

(3) 動画のコンテンツ

ア　動画による表現

イ　動画の編集

ウ　動画のコンテンツ制作

(4) 音・音声のコンテンツ

ア　音・音声による表現

イ　音・音声の編集

ウ　音・音声のコンテンツ制作

(5) コンテンツの発信

ア　コンテンツ発信の手法

イ　コンテンツの統合と編集

ウ　コンテンツの発信と評価

3　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　生徒や地域の実態，学科の特色等に応じて，適切なアプリケーションソフトウェアを選択すること。その際，実習を効果的に取り入れるとともに，コンテンツの制作と発信について知的財産権に配慮すること。

イ　〔指導項目〕の(2)から(4)までについては，生徒や地域の実態，学科の特色等に応じて，いずれか一つ以上を選択して扱うことができること。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)については，具体的な事例を取り上げて扱うこと。また，コンテンツの制作や保護に必要な理論や方法についても触れること。

イ　〔指導項目〕の(2)のイ，(3)のイ，(4)のイについては，素材をコンピュータに取り込んで加工したり，素材そのものをコンピュータで作成したりするために必要な方法について扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(5)のアについては，コンテンツを発信するための様々な手法について扱うこと。イについては，複数の種類のコンテンツの統合と編集について扱うこと。ウについては，様々な機器や環境における表示の互換性などについても扱うこと。

第11　メディアとサービス

1　目　標

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，メディア及びメディアを利用したサービスの活用に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) メディア及びメディアを利用したサービスについて体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) メディアを利用したサービスに関する課題を発見し，情報産業に携わる者として合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) メディアを利用したサービスの安全かつ効果的な運用と管理を目指して自ら学び，メディアを利用したサービスの設計などに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2　内　容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。